

外部通報の保護要件等について

平成30年11月6日
消費者庁

第1 公益通報者保護専門調査会における審議の中間整理

平成30年7月18日に開催された第17回公益通報者保護専門調査会においては、これまでの審議を踏まえた今後の検討に向けて、当該時点において概ね方向性が示された事項及び検討課題として残されている事項が中間的に整理された。

外部通報の保護要件及び通報を裏付ける資料の収集行為に係る事項の「中間整理(概要)」を抜粋して示すと以下のとおりである。^{【参考1】}

1. 外部通報の保護要件

(1) 2号通報¹

- ・ 1号通報とは差を設けた上で、真実相当性の要件を緩和すべき。

(2) 3号通報

- ・ 真実相当性の要件は維持すべき。
- ・ 特定事由については、要件を緩和すべき。
- ・ 事業者において内部通報体制の整備義務を課すとした場合、事業者において内部通報体制を整備していないことを特定事由に追加すべき。
- ・ 特定事由の緩和の具体的方策について、引き続き検討。

(3) 通報者の範囲の拡大

- ・ 役員等が2号通報又は3号通報をする場合、原則として内部での是正措置の前置を要件にすべきであるが、画一的に規定することは適当でない。
- ・ 退職者は労働者と連続する立場にあること等を踏まえて、労働者との間で外部通報の保護要件に差を設けるべきか、引き続き検討。

2. 通報を裏付ける資料の収集行為

- ・ これまでに集積された裁判例を整理し、分かりやすく示していく必要がある。
- ・ 刑事責任の免責は、慎重な検討が必要。
- ・ 法律に規定を置くとした場合にどのような規定を置くことができるか、引き続き検討。

¹ 以下の「2号通報」「真実相当性」等の略語の用法は、第12回の資料2の用法にならう。

第2 中間整理に対する関係団体等・関係省庁の意見

1. 関係団体等の意見

平成30年9月5日に開催された第18回公益通報者保護専門調査会及び同月19日に開催された第19回公益通報者保護専門調査会においては、関係団体等から上記第1の中間整理に対する意見を聞くためのヒアリングが行われた。

外部通報の保護要件及び通報を裏付ける資料の収集行為についてあった意見を要約すると以下のとおりである。

(1) 一般社団法人日本経済団体連合会²

ア 2号通報

- ・ 真実相当性の要件は通報者本人の供述だけでも認められ得るので、2号通報の真実相当性の要件は維持すべきである。
- ・ 「思料する」に要件を緩和した場合、実際に事業者に寄せられているものと同様に、憶測による通報が一定程度届くことになり、行政のキャパシティの問題や、行政からの報告徴求や検査等に対応する負担、風評被害への懸念が生じる。

イ 3号通報

- ・ 真実相当性は維持すべきであり、特定事由の追加については反対。
- ・ 3号通報は、事業者へ与える影響が極めて大きく、事業者以外のステークホルダーにも損害を与える可能性もあり、3号通報の各種要件を緩和すべきでない。
- ・ 内部通報体制整備の有無に係る客観的判断は難しく、通報者が不安感や憶測から整備されていないと主観で判断して、通報に至るおそれがある。

ウ 役員等についての外部通報の保護要件

- ・ 役員は、会社法上、善管注意義務・忠実義務を負っており、事業者内部で不正があることを知った場合は、まず事前に内部で解決を図る努力をすべきであり、その努力の前置を要件とすべきである。

エ 通報を裏付ける資料の収集行為

- ・ 内部資料持出しに係る責任が減免された場合、情報漏えいを起こした者が後付けで「公益通報目的であった」と主張することが可能となり、機密情報や顧客情報等の持出しを助長することが懸念されるため、かかる責任の減免の法定化には反対。
- ・ 機密情報や個人情報の流出による競争力や信用力の低下、顧客情報の流出による顧客のプライバシーの侵害のリスクが高まり、情報化が進んだ現在では、その損害の回復は極めて難しい。
- ・ 内部資料の持出しは当該資料が社内にとどまっても、情報管理や企業秩序に対して影響を及ぼすものであるため、1号通報に付随する持出しであるからといって免責すべきではない。
- ・ 外部通報における真実相当性の要件の緩和と本論点を結び付けて議論すべきではない。

² 平成30年9月5日 第18回公益通報者保護専門調査会

(2) 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会¹

ア 外部通報（2号通報及び3号通報）の保護要件

- ・ 消費者の信頼を損なう不祥事が引き続き発生しており、事業者の自浄作用のみに期待することは難しいため、2号通報の真実相当性の要件緩和、特定事由に「通報体制の設置・機能の有無」を加える、等によって外部通報のハードルを低くすべき。
- ・ 外部通報をしやすくすることによって、内部通報の体制もより確実なものになっていくと考えられる。

イ 役員等についての外部通報の保護要件

- ・ 役員の外部通報に当たって、内部での是正措置を必須とすることは適切ではない。

ウ 通報を裏付ける資料の収集行為

- ・ 通報するためには根拠となる資料を通報先に提示することが不可欠であり、公益通報という目的を逸脱していなければ、通報を裏付ける資料の収集行為は免責されるべき。

(3) 全国中小企業団体中央会¹

外部通報（2号通報及び3号通報）の保護要件

- ・ 2号通報、3号通報ともに真実相当性の要件は維持すべきである。
- ・ 3号通報の保護要件緩和については、中小企業等の経営に与える影響が大きく、風評被害等については取り返しのつかない事態となる可能性もあることから、特に慎重な議論が必要であり、特定事由の要件緩和についても、不適切な通報が発生することがないように、慎重な対応を図ることが必要である。

(4) 串岡弘昭氏¹

ア 外部通報（2号通報及び3号通報）の保護要件

- ・ 通報対象事実が生じている場合、1号通報をしても不利益な取扱いを受けたり、証拠の隠滅が生じたりしないと確信できる理由があるときや、事業者が違法行為を認めたら担当行政機関や国民、消費者に対して当該事実を報告すると確信できるとき等でない限り、内部通報はすべきでない。
- ・ メディアは通報者に報復はせず、取材源である通報者を秘匿するのであり、信頼できる通報先であるから、かかるメディアへの通報の保護について特定事由のような要件を設けるべきではない。

イ 役員等についての外部通報の保護要件

- ・ 通報対象事実が生じた場合には、是正措置を既にとっていたとしても、行政機関や国民、消費者に知らせる責任があるので、役員の外部通報に当たって事業者内部での是正措置の前置を保護要件とすべきではない。

(3) 特定非営利活動法人消費者機構日本³

ア 2号通報

- ・ 行政機関は守秘義務を負っており、自らの調査権限によって事実の検証もできるので、風評被害の心配は生ぜず、真実相当性の要件を緩和すべき。

イ 3号通報

- ・ 真実相当性は維持すべき。
- ・ 内部通報体制の整備の促進が図られるので、事業者において内部通報体制を整備していないことを特定事由に加えることに賛成。
- ・ 法第3条第3号ホに「財産に対する重大な侵害」を追加することに賛成。

ウ 役員等についての外部通報の保護要件

- ・ 役員等による内部での是正措置の努力を画一的な保護要件とすることは適当でない。

2. 関係省庁の意見

外部通報の保護要件及び通報を裏付ける資料の収集行為に係る関係省庁の意見を要約して示すと以下のとおりである。

(1) 2号通報

- ・ 真実相当性の要件が緩和された場合、通報の増加に伴い、通報対応に係る行政機関の負担(通報受付時に確認しておくべき事項の網羅的チェック等)が過大に増加し、本来対応すべき案件への対応が手薄になる等の支障が生じるおそれがある。

(2) 役員等についての外部通報の保護要件

- ・ 内部是正措置前置の趣旨が、まずは当該役員等自身が自ら是正を図ることにある以上、相応の対応が求められることになると考える。

(3) 通報を裏付ける資料の収集行為

- ・ 通報を理由とする不利益取扱いの禁止する規定が整備されている他法令において、(通報を裏付けるための)資料の収集に対する不利益取扱いについてはまでは禁止対象としている例は承知しておらず、既存の法令とのバランスを欠くのではないか。
- ・ 個人情報や機密などの文書については、事業者内部であっても、関係者以外の者に渡ることのないよう慎重な取扱いが求められており、当該文書を証拠資料として付けるために収集する行為は、一般的に認めることができない。
- ・ 事業者内部の通報については、「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合」に行うことができることから、証拠資料は必須ではない。

第3 事実関係

1. 立法時の考え方

(1) 真実相当性について

1号通報の場合と異なり、事業者外部への通報については、単なる憶測や伝聞等に基

³ 平成30年9月19日第19回公益通報者保護専門調査会

づく真実でない通報等によって労務提供先や従業員等の正当な利益が不当に害される可能性がある。これを避けるため、事業者外部への公益通報については、真実相当性が必要であるとされた。

(2) 特定事由について

労働者である公益通報者は使用者に対して負う誠実義務との関係上、公益通報者は使用者の利益と密接に関わる労務提供先の利益を不当に侵害しないよう配慮して行動する必要がある。他方、労務提供先等（事業者内部）や権限を有する行政機関に公益通報をすれば公益通報者が不当に解雇等の不利益な取扱いを受けるおそれがある場合や労務提供先等（事業者内部）に公益通報をしても犯罪行為等の是正が期待し得ない場合には、誠実義務を履行することを要求しつつ犯罪行為等を是正することは困難と考えられるし、個人の生命・身体に危害が発生する急迫した危険がある場合には、それによる損害の回復は困難であり、速やかに当該危険を排除する必要性が高い。以上のような観点から、通報しても誠実義務に反せず、事業者の利益を不当に害しない場合が特定事由として類型化され、3号通報の保護要件として位置付けられている。

ただし、一般的な保護要件（包括条項）については、これが設けられると、個別の通報が保護されるのか否かについての予見可能性を害し、いたずらに紛争を惹起するおそれがあり、通報者の不利益となりかねないため、設けられなかった。

なお、事業者外部への通報のうち、2号通報は、法の適正な執行のために制度上当然に予定されているものであり、例外的な場合に限って保護されることとするのは適切でないと考えられたことから、3号通報よりも保護要件を緩和することとされた。

(3) 通報を裏付ける資料の収集行為について

当該責任の減免は、諸般の事情の総合考慮に基づくもので、法で一律に定めるのは適当でないとされた。

(4) 衆・参内閣委員会における附帯決議等

衆・参内閣委員会における附帯決議では、法附則第2条の規定に基づく本法の見直しに際して、外部通報の要件の再検討を含めて行うことが求められた。^{【参考2】}

これを受けて、法制定後に策定された各種ガイドラインにおいては、真実相当性が通報者の供述内容自体からも認められ得ることや真実相当性の有無が直ちに明らかでなくとも、個人の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められるときには、柔軟かつ適切に対応すること等を定めている。^{【参考3】}

2. 立法後に明らかとなった問題

(1) 通報の活用状況等

立法時には、事業者が内部からの通報に適切に対応し、自ら自浄作用を発揮して、不正の是正に取り組んでいくことへの期待が強かった。

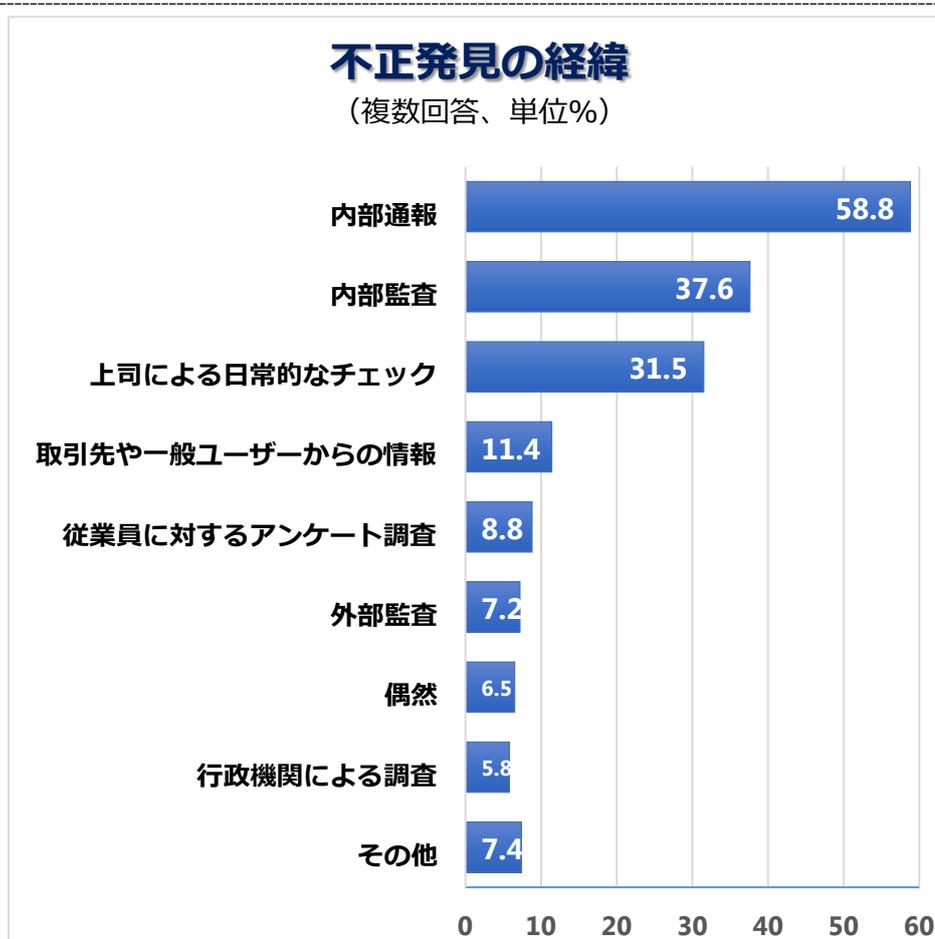
公益通報者保護法案（仮称）の骨子（案）に対する意見（平成 16 年 1 月）（抜粋）

【意見の概要】

- 多くの企業が既に手続を整備しているため外部通報（引用者注：3号通報のこと）と同様、まずは企業内で一定の手続を踏ませた上で、企業の自浄努力が期待できない場合に限って直接の通報を認めるべき。
- 企業のコンプライアンスへの自主的な取り組みを促進させる観点から、「真実相当性」の要件のみならず、何らかの要件を加えるべきである。

本法の施行後、事業者内部への通報によって不正の発覚につながった事案等もみられる一方、内部通報制度の機能不全が指摘された企業の不祥事もみられる。

平成 27 年 6 月公表の部材の認定不適合に関する社外調査チーム調査報告書によれば、当該不正発覚の端緒は、従業員が当該製品の担当者や上司に対して漠然とした問題意識を共有したことであったとのことである。



出典：「平成 28 年度 民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」（消費者庁）

企業不祥事の原因究明等のため設立された第三者委員会等の調査報告書⁴

○ 平成 27 年 5 月公表の不正会計に関する第三者委員会調査報告書

「8 内部通報制度が十分に活用されていなかったこと

当社においては内部通報窓口が設置されており、毎事業年度数十件の通報が行われていたが、本案件に関係する事項は何ら通報されていなかった。当社の規模を考慮した場合には、当社の内部通報制度を利用した現状の通報件数は多いとは言えず、何らかの事情で内部通報制度が十分に活用されているとはいえないと推測される。

また、今回の工事進行基準案件に関する不適切な会計処理の問題が発覚することとなる端緒が、証券取引等監視委員会による開示検査であったとのことであり、当社の内部通報制度等による自浄作用が働かなかったのは、会社のコンプライアンスに対する姿勢について、社員の信頼が得られていないことも一因であると思われる。」

○ 平成 27 年 6 月公表の部材の認定不適合に関する社外調査チーム調査報告書

「7. 社内報告体制の不備

本件の問題行為の疑いについての端緒が乙 A により認識されてから国土交通省に報告されるまでに約 2 年もの期間を要したことの原因として、社内報告体制の不備を指摘できる。

(中略)

本件のような重大な問題が認識された場合には、上司とは別にコンプライアンス担当部門に報告するなど、より直接的な経路で報告を行う等の方法により、直ちに経営陣に対する報告を行い、経営陣を含めた体制で、調査及び緊急的是正措置の要否等を検討することが必要となるが、当社及び子会社においては、このような適切な社内報告体制が実効的にルール化されておらず、その結果、社内の報告に長期間を要してしまったものである。」

○ 平成 28 年 7 月公表のデータ改ざん等についての社内調査委員会調査報告書

「多くの社員が不正を認識していながら上位者への報告を行わず通報等も行わなかったことについては、当社役員・社員のコンプライアンスに対する意識が低かったということであり、内部統制システムの整備とコンプライアンスの徹底を十分に行わなかった経営陣の責任は重い。」

○ 平成 30 年 8 月公表の不正請求についての調査報告書

「グループ共通の内部通報制度は設けられていたが、子会社においては、内部通報がなされた際の具体的処理方法等が定められておらず、本件内部告発についても、重大な案件として捉えられていなかったため、問題発生原因の深掘り、対応策の検討、それらの横展開ができていなかった。」

これに対し、行政機関への通報や報道機関への通報等、事業者外部への通報によって事業者の不正が発覚した事案がみられる。

行政機関への通報で不正が発覚した事案の例

- ・ 不正会計が証券取引等監視委員会への通報で発覚した事案（平成 27 年報道）。
- ・ 医薬品が国の承認と異なる製造方法で製造されていたことが、厚生労働省への通報で発覚した事案（平成 27 年報道）。
- ・ カルテが患者の同意なく医院の取引先従業員に閲覧されていたことが、厚生労働省への通報で発覚した事案（平成 29 年報道）。

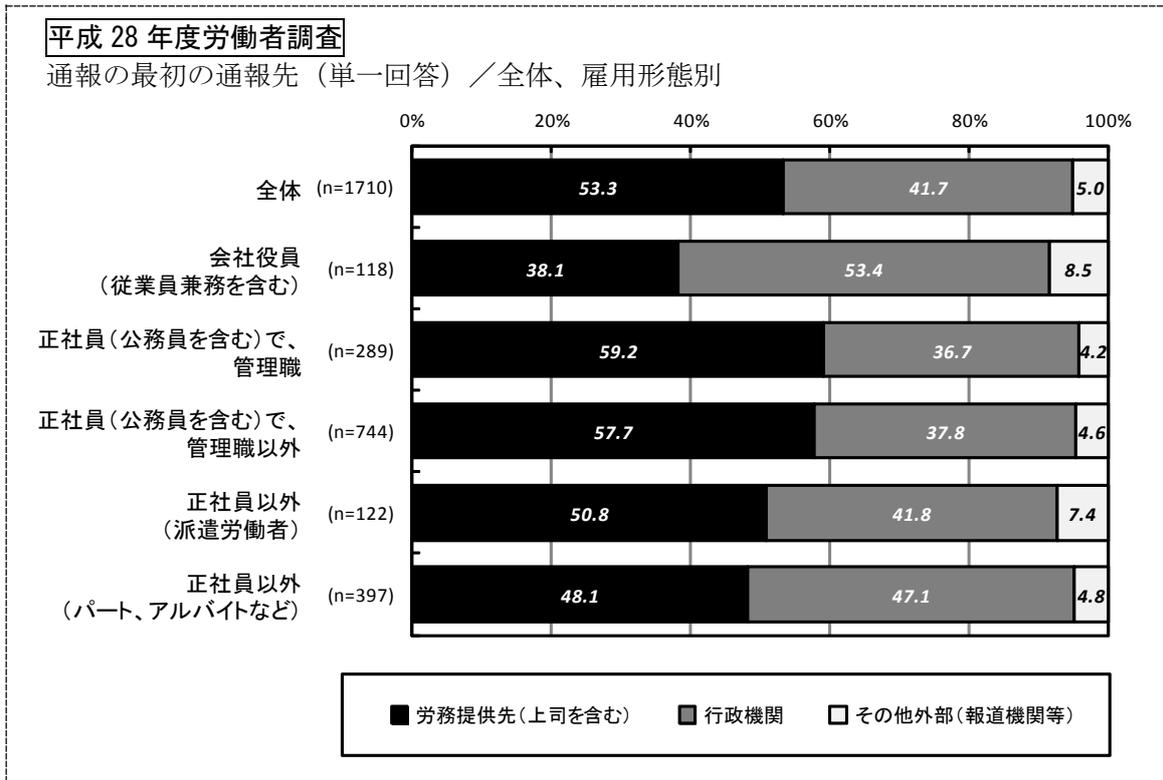
⁴ 引用に当たっては、適宜固有名詞等の抽象化を行っている。

行政機関以外の事業者外部への通報で不正が発覚した事案の例

- ・通報を受けた報道機関の報道によって、不正会計が広く認識された事案（平成 23 年報道）。

(2) 労働者の事業者内部への通報に対する意識等

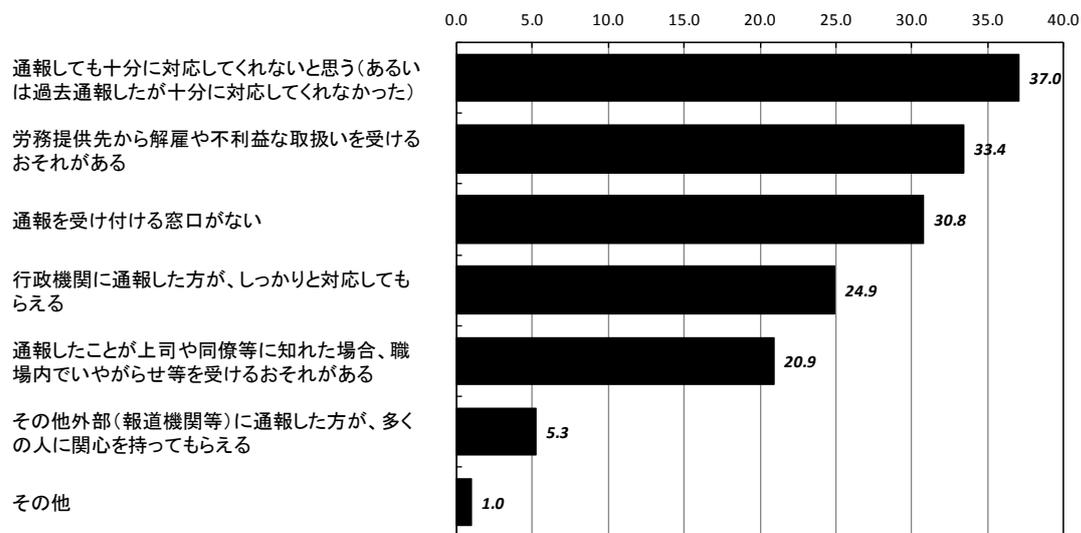
消費者庁の平成 28 年度労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査（以下「平成 28 年度労働者調査」という。）において、違法行為を知った場合に通報・相談すると回答した者に対して、その際の最初の通報先を尋ねたところ、「労務提供先（上司を含む）」が 53.3%である一方、「行政機関」も 41.7%に上った。



また、まず労務提供先へ通報しない理由についても尋ねたところ（複数回答可）、「労務提供先から解雇や不利益な取扱いを受けるおそれがある」（33.4%）や「通報したことが上司や同僚等に知れた場合、職場内でいやがらせ等を受けるおそれがある」（20.9%）、「行政機関に通報した方が、しっかりと対応してもらえる」（24.9%）といった回答が多く寄せられた。

平成 28 年度労働者調査

まず労務提供先へ通報しない理由（複数回答）／全体



(n=799)

実際にも、事業者内部での是正を期待して、事業者内部に通報をしたところ、不利益取扱いを受けた事案や、組織ぐるみで不正が行われている、不正行為の隠蔽が行われているなど、事業者内部への通報を通じた不正の是正が困難と考えられる事案がみられるところである。また、事業者内部への通報では、誰が通報したかが分かってしまい、不利益取扱いがされるおそれがあるなどとして、労働者が通報に対して消極的になっていると考えられるケースもみられる。

事業者内部へ通報したところ、不利益取扱いを受けた事案の例

- ・ 職場における不正を勤務先のトップに直接通報したところ、希望する職務の担当から外された事案（東京高判平成 26 年 5 月 21 日労経速 2217 号 3 頁）。
- ・ 違法行為に関与していた他の役員に対して引責辞任を求めた後、代表取締役を解職された事案（平成 23 年報道）。
- ・ 勤務先の理事の不正行為を理事長に報告したこと等に対して懲戒解雇がなされた事案（東京地判平成 21 年 6 月 12 日労判 991 号 64 頁）。

事業者内部への通報を通じた不正の是正が困難と考えられる事案の例

- ・ 上司の意向に逆らうことができない企業風土が存在し、適時・適切な会計処理の承認を求めても、当該処理を拒否する幹部が存在した事案（平成 27 年 7 月調査報告書公表）。
- ・ 行政機関による査察から違法行為を隠蔽するために、虚偽の記録の作成（過去の記録の書き直しの際には、古く見せるために紙を UV で焼くなどの行為もあった）や想定問答集の作成等が行われた事案（平成 27 年 11 月調査報告書公表）。
- ・ 問題となった行為は国民の安全を脅かす極めて重要なものであるにもかかわらず、一部の幹部や従業員に、当該行為を行政機関等に対して報告し公表すること等のリスクと、本件を公表しないことのリスクを比較にかけた上で、公表しないことが適切であることを暗に示すなどした者がいた事案（平成 27 年 6 月調査報告書公表）。

不利益取扱い等をおそれて、事業者内部への通報に消極的になっていると考えられる相談例（いずれも相談ダイヤル）

- ・ 勤務先の違法行為を通報したいが、勤務先の従業員は少なく、通報者がすぐ特定されてしまう状況である。今後どのように、この違法行為の是正を伝えていけばいいか知りたい。
- ・ 会社の内部の通報窓口の組織に不信感を持っているので、行政機関への通報を考えている。
- ・ 勤務先が行っている違法行為の是正を求めたいが、通報しても隠蔽されてしまうのではないかと不安である。行政機関が動かない場合はマスコミへの通報も考えている。その際に気を付けることはあるか。

（3）外部通報に当たっての通報者の負担等

前記1.（1）のとおり、事業者外部への公益通報については、公益通報によって事業者の正当な利益が不当に害されないよう、真実相当性が保護要件とされているところ、この要件のために通報について消極的になっている者がいると考えられるケースがみられる。

真実相当性の要件のために行政機関等への通報について消極的になったと考えられるケース等

- 第3回公益通報者保護専門調査会（平成22年8月5日）
 - 山本雄大委員
（大阪弁護士会の公益通報者サポートセンターに寄せられた相談の内容を紹介する中で）10番はメーカーの従業員が販売業者の談合にメーカーが加担しているということを公取へ通報したいというものです。メーカーの販売業者間に独禁法違反があるということは割と簡単にわかるのですが、メーカーがそこに加担していて、それが独禁法違反に当たるかどうかということになると、真実相当性の立証に難しい点が出てくるということで、まずは親会社のヘルプラインを利用して、とりあえず是正を図ったらどうかというようなアドバイスで終わっています。この辺は保護法がなければかえって公取への通報や相談が積極的に進んでいた事例ではないかなと思われまます。
- 「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会最終報告書」に対する意見書（大阪弁護士会。平成29年2月21日）

通報者にとって、真実相当性の要件は通報をためらう大きな理由となっている。真実相当性の立証のためには十分な証拠を収集しておく必要があるが、証拠収集行為は刑罰法規や事業者の内部規程に抵触しかねないからである。
- 公益通報者保護制度に関する実態調査（消費者庁。平成24年度実施）

<弁護士への相談事例における実態>

 - 公益通報者保護法で保護されるための要件（通報内容を裏付ける真実相当性など）を説明すると、通報を思い止まる人もいる。（弁護士A）
- 相談ダイヤルに寄せられた相談例
 - ・ 勤務先の不正行為について行政機関に通報することを考えており、証拠もあるが、秘密保持義務違反にならないか心配。
 - ・ 真実相当性を裏付ける資料を持ち出す場合は、勤務する会社から損害賠償請求や懲戒処分をされる場合はあるか。

また、公益通報者保護制度相談ダイヤルには、行政機関に通報をしたところ証拠を求

められ、調査に至らなかったとの相談や、通報の際に内部資料等を収集することに関する不安を示す相談が寄せられている。なお、内部資料等の収集に対しては、適法な範囲であったにもかかわらず、その収集行為を理由に通報者に対する責任追及がなされた事案が見られる。

行政機関に通報をしたところ証拠を求められ、調査に至らなかったとの相談の例（いずれも相談ダイヤル）

- ・ 勤務先の不正行為を行政機関に通報したが、通報内容が事実であると証明するものの提出を求められた。証拠として出せるものはないが、どうしたらよいか。
- ・ 勤務先の不正行為を行政機関に通報したが、通報先は証拠等の資料提出を求めるのみで、自ら調査をしようとしなない。

通報の際に内部資料等を収集することに関する不安を示す相談の例（いずれも相談ダイヤル）

- ・ 勤務先の不正行為を行政機関に通報したところ、証拠を提出するよう要請を受けた。録音テープがあるが、無関係な部分について後で責任を問われることはないか。
- ・ 勤務先の不正行為を警察に通報したところ、警察から、通報の際に提出した証拠を勤務先から持ち出したことを窃盗として調べることがある、と言われた。
- ・ 職場での情報漏えいについて、証拠となるメールを保存したが、責任を問われることはないか。
- ・ 真実相当性を裏付ける資料を持ち出す場合は、勤務する会社から損害賠償請求や懲戒処分をされる場合はあるか。

通報のための資料の収集行為を理由とした責任追及が行われた事案の例

- ・ 勤務先の司法書士事務所において、書類の写しをとった上で、司法書士が非弁行為を行っている旨の通報をしたところ、司法書士の補助者としての仕事を一切与えられなかった事案（大阪高判平成 21 年 10 月 16 日）。なお、本件における資料の持出しは、公益通報に付随する行為として、公益通報者保護法による保護の対象となるとされた。
- ・ 在職中に勤務先の内部書類を、鍵のかからないキャビネットから取り出して複写した上で、退職後に東京国税局や取引先に情報提供したところ、元の勤務先から損害賠償を請求された事案（東京地判平成 19 年 11 月 21 日判時 1994 号 59 頁）。なお、本件における資料の収集は、社会相当性を欠くものとはいえないから、正当行為として違法性は阻却されるとされた。
- ・ 勤務先の信用金庫において、情実融資、迂回融資を行っていることを示す文書を、顧客の信用情報等に無断でアクセスして取得する等して、衆議院議員の公設秘書や県警に提出したところ、懲戒解雇された事案（福岡高裁宮崎支部判平成 14 年 7 月 2 日労判 833 号 48 頁）。なお、本件における資料の収集は、外部に漏らさない限りは勤務先に実害を与えるものではないから、懲戒解雇事由には当たらないとされた。

- (4) 真実性、真実相当性を欠く通報によって事業者が損害が生じた事案の存在
他方、事実と反する通報がなされたことによって、事業者が名誉毀損、信用毀損、取引先との取引停止等の損害が生じた事案もみられる。

真実性、真実相当性を欠く通報によって事業者に損害が生じた事案の例

- ・ 勤務先が違法な一括下請け等を行っているとの文書が、無作為に顧客へ配布されたが、当該文書の内容について真実性、真実相当性は認められず、当該勤務先に信用毀損が生じたと認定された事案（東京地判平成 26 年 9 月 4 日）。
- ・ 勤務先がハラスメントや年齢・容姿等の外見的な理由による人事処分がなされていることや従業員に対する自社商品の購入強制が行われているとして、その旨がマスメディアに通報されるなどしたが、当該通報等の内容について真実性、真実相当性は認められず、当該勤務先に社会的評価の低下、名誉毀損、商標価値の低下が生じたと認定された事案（東京地判平成 25 年 11 月 12 日。判例時報 2216 号 81 頁）。
- ・ 勤務先の製品の原料に腐敗卵が使用されている等の内容が、勤務先の取引先や監督行政機関に対して通報されたが、当該通報の内容についての真実性、真実相当性は認められず、当該勤務先に、取引先との取引停止による損害（当該通報がなければ取引停止後 1 年間で得られたであろう利益や取引先へ支払った損失補償金）や、他の取引先との取引における納品単価下落に伴う損害、行政機関からの調査に対応する等のために生じた交通費相当額の損害が生じたと認定された事案（東京地判平成 23 年 6 月 21 日）。

第 4 検討及び結論

1. 外部通報の保護要件

(1) 2号通報の真実相当性の要件

ア 緩和の是非

本法の施行後、事業者において内部通報が活用されている実態も見られるが、他方で、事業者の不祥事の多くにおいて、内部通報制度の機能不全が指摘されている。また、事業者内部への通報では、誰が通報したかが分かってしまい、不利益取扱いがされるおそれがあるなどとして、労働者が通報に対して消極的になっていると考えられるケースもみられる。こうしたことに照らせば、事業者内部への通報のみで不正の是正を図るには一定の限界がある。

他方、施行後、行政機関への通報によって企業の不正（企業の経営幹部が当該不正に関与するなど、企業の自浄作用が機能し難いと考えられる事案を含む。）が発覚し、是正が図られるケースが多数存在しており、行政機関への通報が不正の是正について有効であることがうかがわれる。

また、行政機関の職員は職務上の秘密保持義務を負っており、不特定多数の者に通報の内容が拡散して風評被害が生じるおそれは小さいため、行政機関への公益通報の活用を促進させたとしても、事業者の正当な利益が不当に害されるおそれは小さい。

ただし、行政機関への公益通報については、公益通報によって事業者の正当な利益が不当に害されないよう、真実相当性が保護要件とされている。この要件は、通報者の供述自体から認められる余地はあるものの、実際には、この要件のために行政機関への通報について消極的になった者がいると考えられるケースがみられるところである。そこで、行政機関への公益通報の活用を促進させるべく、真実相当性の要件を緩和する必要があるとも考えられる。

もっとも、関係省庁の意見のように、真実相当性の要件を緩和した場合には、行政機関に対する通報が増加するなど、通報対応に係る行政機関の負担が増加することも考えられる。また、これに伴い、行政機関による調査件数が増加した場合には、事業者が行政機関による調査に対応しなければならないという負担が増加することも考えられる。

以上を踏まえて、真実相当性の要件を緩和することの是非については、どのように考えるか。

イ 緩和の具体的方法

仮に真実相当性の要件を緩和することとした場合、その具体的方法としては、例えば以下のものが考えられるところであるが、これらの考え方についてどう考えるか。

(ア) 真実相当性の削除

行政機関の職員は秘密保持義務を負っているため、通報に基づく風評被害が生じるおそれは小さく、事業者の正当な利益が不当に害されることは小さい。ただし、事業者外部への通報については、単なる憶測や伝聞等に基づく真実でない通報等によって労務提供先や従業員等の正当な利益が不当に害される可能性があり、こうした通報にも保護を与えることの妥当性についても留意する必要があると考えられる。また、この場合、1号通報の保護要件と差がなくなることとなる。

(イ) 「疑うに足りる相当の理由」への緩和

緩和の具体的方法として、「疑わせる事実がある場合」というものが本専門調査会の中で意見として出されている。これに比較的近い法律上の文言として「疑うに足りる相当の理由」というものがあり、警察官の職務質問の要件（警察官職務執行法第2条第1項）や被告人の勾留の要件（刑事訴訟法第60条第1項）等で用いられている。^{【参考4】}

職務質問の要件である「疑うに足りる相当の理由」は、異常な挙動その他周囲の事情から認められるものである一方、被告人の勾留の要件である「疑うに足りる相当の理由」については、抽象的可能性では足りず、具体的な資料に基づいた具体的な蓋然性であることを要する、というように解されているところであるが^{【参考5】}、この違いは、職務質問と勾留とで対象者に与える負担の差に起因するところが大いと考えられる。2号通報の場合、単なる憶測や伝聞等に基づく真実でない通報等によって労務提供先や従業員等の正当な利益が不当に害される可能性を踏まえると、被告人の勾留の要件と同程度に厳格に判断すべきであるとも考えられる。

(ウ) 通報対象事実の存在を重過失なく信じた場合

事業者外部への通報を保護するということは、情報の外部への開示によって損害を被る者に当該損害を受忍させて、当該開示者を保護するというところであるところ、

これと同様の構造をもつ制度として、不正競争防止法（平成5年法律第47号）における営業秘密に係る不正競争行為に対する規制（同法第2条第1項第5号、第6号、第8号及び第9号）がある。^{【参考6】}当該規制においては、自らが取得した営業秘密について不正取得行為又は不正開示行為があったこと又は介在したことについて悪意重過失で、当該営業秘密を取得・使用・開示する行為を不正競争として規制の対象とする一方、善意無重過失の行為については同法の規制の対象外としており、営業秘密の取得・使用・開示の行為者と当該秘密の本来の保有者との利益衡量を、当該行為者の主観（悪意重過失／善意無重過失）に基づいて図っている。

また、誤信した者を保護する点においては、民法の錯誤無効の場合と共通するところがある。^{【参考7】}そして、かかる民法の錯誤無効規定も、錯誤によって意思表示を行った者の重過失の有無、すなわち、錯誤に至ったことについての重過失の有無を基準に、錯誤によって意思表示を行った者とその相手方の利益衡量を図っている。

そこで、これらの規定と同様に、2号通報についても、通報対象事実の発生について信じたことについて重過失がないことを保護要件とすることも考えられる。

（エ）法第3条第3号イないしニによる代替

現行法において真実相当性が行政機関への公益通報の保護要件となっている理由は、事業者の正当な利益が不当に害されないようにすることにあるところ、法第3条第3号イないしニに定めるような事由がある場合、事業者の利益を害しないよう事業者内部への公益通報がなされたとしても、不正の是正が当該通報によって図られると期待することはできず、当該不正を是正するためにには事業者の外部への公益通報によらざるを得ない。

そして、権限を有する行政機関への公益通報は、法の適正な執行のために制度上当然に予定されているものであるし、その職員が秘密保持義務を負っているため、風評被害が生じるおそれは小さく、事業者の正当な利益が不当に害されることは小さい。

以上に照らすと、法第3条第3号イないしニがある場合には、不正の是正を図るため、事業者の正当な利益が不当に害されるおそれが小さい行政機関への公益通報を促進させるべきであり、かかる場合については、通報対象事実が発生し、又はまさに生じようとしていると思料して行政機関に対して公益通報を行った者についても、不利益取扱いから保護するという考えられる。

（オ）通報対象事実を直接知覚・体験した場合

公益通報に関する相談事例の中には、通報者が通報対象事実を目撃するなど、直接知覚・体験したにもかかわらず、客観的な証拠が乏しいため通報に対して消極的になっていると考えられるケースが見られる。

相談ダイヤルに寄せられた相談例

- ・ 勤務先のオーナーは倒産のおそれがあることを認識しており、そのことを指摘したにもかかわらず、顧客募集をやめない。このことを行政機関に通報したい。
- ・ 勤務先の経理担当者が取引先への架空請求を行い、その金を横領している。行政に対して通報できればと考えているが、経理担当者が帳簿等を誰にも渡さないので、証拠はあまりない。
- ・ 勤務先では、顧客に対して契約後に契約書には書いていないオプションを勧めて、無許可でお金を集めている。出資法違反だと思う。自分はその責任者をしていたので、事情はよく分かるが、特に証拠を持ち出すことはできなかった。どうすればいいだろうか。

そこで、公益通報者が通報対象事実を直接知覚・体験した場合も原則保護の対象とすることが考えられるが、その場合、事業者の正当な利益が不当に害されないようにする必要もあるため、当該通報者が容易に通報対象事実の有無を確認できたにもかかわらず、それを怠ったとの事情⁵がある場合には、保護の対象外とする必要もあるとも考えられる。

(2) 3号通報の真実相当性の保護要件

3号通報に関しては、2号通報と異なり、その通報先に秘密保持義務がない。そして、情報化が進んだ現在においては情報が瞬時に拡散することを踏まえると、通報が事実でなかった場合の風評被害は回復が著しく困難なものである。

したがって、3号通報の真実相当性の要件は維持すべきと考えられるが、どうか。

(3) 3号通報の特定事由の保護要件

ア 事業者が内部通報体制整備義務を履行していない場合を加えることについて

平成30年10月25日に開催された第20回公益通報者保護専門調査会において、事業者には内部通報体制整備義務を課すことが議論されたが、仮にこの義務を課すこととした場合、上記義務が履行されていないことを特定事由に加えるべきとの意見が出されている。

かかる内部通報体制整備義務の具体的内容としては、①内部通報受付窓口の設置など内部通報を受け付ける運用、②内部通報受付窓口を組織内周知する運用、③通報者を特定可能な情報の共有を必要最小限度にとどめる運用、④公益通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを禁止することの徹底及び⑤必要に応じて、調査・是正措置の実施及びこれらの進捗に係る内部通報者への通知を行う運用が検討されているところ、①及び②の履行の有無については、通報窓口の設置の有無、周知措置の有無等、比較的外形的に判断が可能と考えられるが、③、④及び⑤の履行の有無につい

⁵ 例えば、通報者が製品の最終検査を担当していて、当該製品の品質偽装の謀議を聞いたという場合に、その最終検査で品質偽装になっているか容易に確認できたにもかかわらず、その検査をせずに外部へ通報したような場合が想定される。

ては、「必要最小限度」や「徹底」、「必要に応じて」等の抽象的な部分が入ってくるため、実質的な判断が必要になってくると考えられる。この点は、内部通報体制整備義務の履行に当たって、事業者ごとの事情に応じた柔軟な体制をとり得ることを認めた場合には、より顕著であると考えられる。

このように、内部通報体制整備義務の履行の有無の判断に当たり、抽象的な要素が含まれ実質的な判断が必要となる場合、この義務を履行しているか否かの基準が曖昧となり、通報者が不安感や憶測から通報体制が整備されていないと独断で判断して通報に至り、事業者の正当な利益を不必要に害するおそれがあると考えられる。

以上を踏まえて、3号通報の特定事由に、事業者が内部通報体制整備義務を履行していない場合を加えることの是非については、どのように考えるか。

イ 財産に対する重大な危害を加えることについて

特定事由の緩和の具体的方法として、「財産に対する重大な危害」を法第3条第3号ホに加える、というものが本専門調査会の中で意見として出されている。

しかし、法第3条第3号ホに個人の生命又は身体への危害が挙げられているのは、その回復の困難性が考慮されたためであるところ、財産への危害は重大であるとしても、その回復が一律に困難であるとはいえない。したがって、財産に対する危害を法第3条第3号ホに加えるとしても、その回復の困難性が一般的に認められるものに限定する必要があるとも考えられる。

以上を踏まえて、「財産に対する重大な危害」を法第3条第3号ホに加えることの是非については、どのように考えるか。

ウ 行政機関に対する通報後一定期間経過したにもかかわらず、行政機関が通報に対応しない場合を加えることについて

特定事由の緩和の具体的方法として、「2号通報を行った後、行政機関が一定期間内に対応しない場合」を特定事由に加える、というものが本専門調査会の中で意見として出されている。

しかし、このような緩和を行った場合、通報された事業者に過失はないにもかかわらず、行政機関の過失によって、当該事業者に負担を負わせるという、事業者に不当な負担を負わせるような自体が生じるおそれがある。

したがって、「2号通報を行った後、行政機関が一定期間内に対応しない場合」を特定事由に加えるべきではないと考えられるが、どうか。

(4) 退職者、役員等及び取引先等事業者が通報者の場合の加重要件

ア 退職者について

退職者は、在職中に知り得た秘密に関しての守秘義務等、一定の義務を元使用者に対して負う場合が考えられるが、その義務は一般的に在職中に使用者に対して負うものよりも厳格なものではない。

したがって、退職者による事業者外部への公益通報に関して、労働者のものよりも保護要件を加重する必要はないとの考えについては、どうか。

イ 役員等について

法律上善管注意義務を負う役員等については（会社法第330条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第64条、第172条等、民法第644条）、被通報者における違法行為を発見した場合、自ら積極的に法令等によって与えられた権限等を行って、その是正に当たるのが原則である。

他方で、内部是正措置を講じても法令違反を是正できない場合や当該是正措置を通じての法令違反の是正が期待できない場合には、違法行為の是正を図るために、被通報者外部への通報をする必要があると考えられる。また、法第3条第3号ホに定める事由がある場合には、個人の生命・身体という特に重大な利益の保護のため速やかに当該違法行為の是正を図る必要があるため、是正手段の相当性に関する判断についての責任を問うのは適当でないと考えられる。

したがって、役員等については、被通報者以外に公益通報（3号通報だけでなく、2号通報も含む。以下同じ。）した場合に保護されるための加重要件として、取締役会への付議等、被通報者内部での是正措置を前置することを原則とすることが考えられる。

もっとも、法第3条第3号ロのように、内部是正措置がきっかけとなって証拠隠滅等が生じるおそれがある場合は、被通報者以外への公益通報に当たって被通報者内部での是正措置を前置させることは無意味である以上に、証拠の隠滅等によって法令違反の早期是正、ひいては是正自体への障害となる。そこで、被通報者への公益通報をしたとしても法令違反の是正が期待できない場合の類型である法第3条第3号ロに相当する事由がある場合には、例外的に被通報者内部での是正措置の前置を不要とすることが考えられる。

また、個人の生命・身体という特に重大な利益の保護のため速やかに当該違法行為の是正を図る必要がある場合は、その利益の保護の重要性に鑑みると、法令違反の早期是正が求められる。そして、そのことは、3号通報の特定事由（ホ）として、「個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信じるに足りる相当の理由がある場合」が掲げられていることに端的に示されている。そこで、個人の生命・身体という特に重大な利益の保護のため速やかに当該違法行為の是正を図る必要がある場合の類型である法第3条第3号ホの事由がある場合にも、被通報者内部での是正措置の前置を不要とすることが考えられる。

以上のような考え方について、どう考えるか。

ウ 取引先等事業者について

取引先等事業者が公益通報者に含まれる場合、この者と被通報者とは、取引関係にあるため、少なくとも民法第1条第2項の信義則が適用される関係にあるが、それに

伴い生じる権利義務関係は、雇用契約の人的・継続的な性格に由来する誠実義務よりも厳格なものではないと考えられる。したがって、取引先等事業者は、その通報によって被通報者の正当な利益を不当に害することがないようにする必要はあるものの、その必要性は、労働者よりも厳格なものではないと考えられる。そこで、取引先等事業者による事業者外部への公益通報に関して、労働者のものよりも保護要件を加重する必要はないとの考えについては、どうか。

2. 通報を裏付ける資料の収集行為

何らの裏付けなく通報をしても、通報の受け手を調査・是正措置に着手させることは難しく、また、行政機関への通報やその他外部への通報の場合には、真実相当性を満たしていないとして、不利益取扱いから保護されないリスクも抱えることになるため、現状において、通報者が裏付証拠を収集する必要性は一定程度あると考えられる。

しかし、内部資料の持出しは当該資料が社内にとどまっても、情報管理や企業秩序に対して影響を及ぼすものであり、情報化が進展した現在では、その損害は重大かつ回復不能なものになりかねない。

他方で、前記第3 1. (4) のとおり、法制定後に策定された各種ガイドラインにおいては、真実相当性が通報者の供述内容自体からも認められ得ることや真実相当性の有無が直ちに明らかでなくとも、個人の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められるときには、柔軟かつ適切に対応すること等を定めており、証拠の裏付けがない場合における行政機関の対応に関する問題点は、このガイドラインの周知・徹底によって緩和されることが想定される。

行政機関への公益通報の保護要件である真実相当性の緩和も本専門調査会で検討されているところ、前記のとおり、行政機関の職員は秘密保持義務を負っているため、通報者の証拠収集に係る負担軽減策としては、通報を裏付ける資料の収集行為の免責を法定化することよりも、行政機関への通報の保護要件の緩和することによることが適切と考えられる。

したがって、通報を裏付ける資料の収集行為については、その免責に関してこれまでに集積された裁判例の整理、分析、周知を進めることとし、法定化については慎重に検討すべきと考えられるが、どうか。

以 上

【参考 1】

○公益通報者保護専門調査会 中間整理（平成 30 年 7 月 消費者委員会 公益通報者保護専門調査会）
（抜粋）

II 個別論点

5 外部通報の保護要件

（1）2号通報の保護要件

通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報（以下「2号通報」という。）の真実相当性の要件を緩和すべきであるとの意見が多かった。

主な意見としては、通報先により保護要件に一定の差を設けることには合理性があるが、現行法の2号通報の要件が厳格にすぎること事実であるとするもの、行政機関の職員は、公務員法の規定により刑事罰の付いた守秘義務を負っており、2号通報が行われたとしても、事業者には風評被害等の不利益が生じる情報が行政機関から漏れることは制度上予定されていないとするもの、行政手続法第36条の3（処分等の求め）では真実相当性が要求されていないが、現状でも行政機関は対応できており、真実相当性の要件を緩和したとしても支障はないはずであるとするものがあった。

また、緩和の方法については、労務提供先等に対する公益通報（以下「1号通報」という。）とは差を設けるべきであるとの意見が多かった。

主な意見としては、まず、1号通報の保護要件との比較の観点では、事業者内部で自浄作用を高めることを促すことが公益通報者保護法の趣旨であるとするれば、1号通報の保護要件と同じ要件で行政機関に通報してよいということになるとインセンティブが働かないとするものや、労働者が事業者に対して負う誠実義務とのバランスから、内部への通報である1号通報より、外部への通報である2号通報の要件が重いのは合理的であるとするものがあった。また、具体的な緩和の方法については、違法行為があると思料したが実際に何もなかった場合にまで不利益取扱いを禁止することは難しく、単なる憶測や伝聞では足りず、「疑わせる事実がある場合」といった文言が考えられるとするものや、内部通報体制が整備されていない場合等、特定の事情がある場合に真実相当性を不要とするもの等があった。

以上を踏まえて、真実相当性の要件の具体的な緩和の方法について、より緩やかな文言を用いる、特定の事情がある場合に真実相当性を不要とすることなどを含め、引き続き検討することとされた。

（2）3号通報の保護要件

通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報（以下「3号通報」という。）の保護要件については、真実相当性の要件を維持すべきであるとの意見が多かった。

主な意見としては、3号通報が行われると事業者の経営に与える影響が大きく、一旦風評被害が生じると倒産に直結する事態にもなりかねないため、真実相当性の要件は最低限必要であ

るとするもの、労働者が事業者に対して負う誠実義務とのバランスを考えた場合、要件の緩和には慎重であるべきであるとするもの、3号通報は、1号通報及び2号通報の場合とは区別して考える必要があるとの観点から、真実相当性の要件は維持すべきであるとするものがあった。

また、特定事由については、要件を緩和する方向で検討すべきであるとの意見が多かったが、特定事由の緩和の具体的方策については、様々な意見があった。

まず、事業者に内部通報体制の整備義務を課すとした場合に、事業者において内部通報体制を整備していないことを新たに特定事由に追加すべきであるとの意見が多かった。

次に、既存の特定事由に関しては、イ及びロについて、信じるに足る「相当の理由」という文言を、「合理的な理由」とすべきであるとの意見、ハについて、単に要求された場合ではなく、「明示的又は黙示的に」要求された場合と記載すべきであるとの意見、ホについて、生命又は身体に加えて、「財産に対する重大な侵害」を追加すべきであるとの意見があった。

なお、既存のニについて、書面で事業者内部への公益通報をした日から二十日間を経過しても、労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合等を定めていることの関連で、2号通報を行った後、行政機関が一定期間内に対応しない場合を特定事由に追加すべきであるとの意見もあったが、他方、行政機関の怠慢で一定期間が経過したことをもって3号通報ができるとするのは避けるべきで、行政機関において適切に対応できる体制の整備が必要であるとの意見や、事業者が対応しない場合は自らの責任によるものであるが、行政機関が対応しない場合については事情が異なるとの意見があった。

以上を踏まえて、特定事由の緩和の具体的方策について、引き続き検討することとされた。

(3) 不利益取扱いから保護する通報者の範囲の拡大と外部通報の保護要件

不利益取扱いから保護する通報者の範囲を拡大するとした場合に、労働者とそれ以外の者で外部通報の保護要件に差を設けることに関しては、上記1(2)のとおり、役員等の善管注意義務・忠実義務と労働者の誠実義務との違いを踏まえ、役員等が2号通報又は3号通報をする場合には、原則として事業者内部での是正措置の前置を要件にすべきであるとの意見が多かった。また、事業者内部で求められる是正措置は、規模、業種、状況等によって千差万別であるため、法律で形式的かつ画一的に規定することは適当でないとの意見もあった。

他方で、退職者については、労働者と連続する立場にあること等を踏まえて、労働者との間で外部通報の保護要件に差を設けるべきであるかどうかについて、引き続き検討することとされた。

6 通報を裏付ける資料の収集行為に関する責任

通報を裏付ける資料の収集行為を理由とする不利益取扱いから通報者を保護することについては、様々な意見があった(本論点に関しては、まずは不利益取扱いからの保護の対象とすべきかどうかという民事効について議論することとされ、刑事責任の免責については慎重な検討が必要とされた)。

まず、事業者内部への通報である1号通報及び守秘義務を負っている行政機関への通報である2号通報については、直ちに情報が事業者外部の不特定多数の者に流布されるわけではないが、

3号通報については、そのリスクが大きいことから、厳格に要件を課さなければならず、1号通報及び2号通報と3号通報とで要件を分けて考えるべきであるとの意見があった。また、不利益取扱いから保護する通報者の範囲を広げるとした場合に、例えば退職者については、退職前に資料を持ち出す場合と、退職後に部下を介するなどして資料を持ち出す場合が想定されることなどから、労働者とそれ以外の者で分けて要件を考える必要があるのではないかとの意見があった。

また、仮に通報を裏付ける資料の収集行為を理由とする不利益取扱いから通報者を保護する規定を設けるとした場合の要件については、①公益通報の他の要件を満たしていること、②通報対象事実と関連性があること、③目的外の使用でないこと、④手段が社会的相当性を有していること、を総合考慮して判断することが考えられるとの意見があった。

他方で、通報を裏付ける資料の収集行為を理由とする不利益取扱いから通報者を保護する規定を設けることについて消極的な意見（すなわち、通報を裏付ける資料の収集行為を理由とする不利益取扱いからの保護については、引き続き一般法理による総合判断に委ねるべきであるとする意見）としては、通報を裏付ける資料の収集行為の免責を明文で規定すると、機密情報や個人情報等の漏洩のリスクが高まり、場合によっては、事業者だけでなく、消費者等の第三者の利益を害することになるとするものや、真実相当性の要件を緩和することで、資料収集の必要性は低下するといったものがあった。

以上を踏まえて、法律に規定を置くとした場合にどのような規定を置くことができるかについて、引き続き検討することとされた。そのほか、これまでに集積された裁判例を整理し、分かりやすく示していく必要があるとの意見が多かった。

【参考2】（下線は引用者）

○平成16年5月21日衆議院内閣委員会附帯決議

一～八 （略）

九 附則第二条の規定に基づく本法の見直しは、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。

○平成16年6月11日参議院内閣委員会附帯決議

一～五 （略）

六 附則第二条の規定に基づく本法の見直しは、通報者の範囲、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。

【参考3】

○「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（平成29年3月一部改正 関係省庁申合せ）

3. 通報への対応

（1）通報の受付と教示

- ⑤ 各行政機関において通報を受け付けた後は、法及び本ガイドラインの趣旨並びに当該行政機関の所管法令及び所掌事務を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分に検討し、

これを法に基づく公益通報又はそれに準ずる通報等として受理したときは受理した旨を、受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

- ⑥ ⑤において、通報への対応の必要性について検討するに当たっては、真実相当性の要件が、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。

また、通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、同様に対応するものとする。

○「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（平成 29 年 7 月 消費者庁）

3. 通報への対応

（1）通報の受付と教示

- ⑤ 各地方公共団体において通報を受け付けた後は、法及び本ガイドラインの趣旨並びに当該地方公共団体が有する法令上の権限及び所掌事務を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分に検討し、これを法に基づく公益通報又はそれに準ずる通報等として受理したときは受理した旨を、受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。

- ⑥ ⑤において、通報への対応の必要性について検討するに当たっては、真実相当性の要件が、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。

また、通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、同様に対応するものとする。

【参考 4】

○警察官職務執行法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十六号）

（質問）

第二条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者を停止させて質問することができる。

2～4 （略）

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

第六十条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを勾留することができる。

一 被告人が定まつた住居を有しないとき。

二 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

2及び3 (略)

【参考5】

○「新基本法コンメンタール 刑事訴訟法」【第3版】 三井誠・河原俊也・上野友慈・岡慎一編（日本評論社。2018年）100～101ページ

- ・「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」とは、具体的根拠に基づいて犯罪の嫌疑が一応是認できる程度の理由をいう。
- ・「罪障を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」とは、証拠に対して不正な働きかけを行い、終局的判断を誤らせたり、捜査や公判を紛糾させるなどのおそれがあるという意味である。このおそれは、抽象的可能性では足りず、具体的な資料に基づいた当該事案における具体的蓋然性であることを要する。
- ・「逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由」とは、被告人が所在不明となり、召喚も勾引もできなくなることを、またはできなくなるおそれがあることをいう。逃亡のおそれについても、罪証隠滅のおそれと同様、抽象的可能性では足りず、具体的な資料に基づいた具体的蓋然性であることを要する。

【参考6】

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一～四 (略)

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 (略)

八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業

秘密を使用し、又は開示する行為
十～十六 (略)
2～10 (略)

【参考7】

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（錯誤）

第九十五条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

※平成32年4月1日以降は以下のとおり改正されたものが施行される予定

（錯誤）

第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
 - 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤
- 2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。
- 3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。
- 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
 - 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。
- 4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。